

霧島市条例第13号
令和2年4月20日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に、「44,850円」を「35,880円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に、「52,026円」を「50,232円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分の保険料については、なお従前の例による。